

# けんぽだより 4

2024  
令和6年



協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。

## 皆さまの取組で保険料率が変わります!! 「インセンティブ制度」ってご存じですか?

### 「インセンティブ制度」とは

健康づくりに関する5つの取組の達成度合いに応じて協会けんぽ47都道府県支部を順位付けし、**上位15位以内の支部にインセンティブ(報奨金)を与え、皆さまの保険料率が引き下げられる制度**です。取組の結果は2年後の保険料率に反映されます。  
(令和4年度の実績は、令和6年度の保険料率に反映されます)

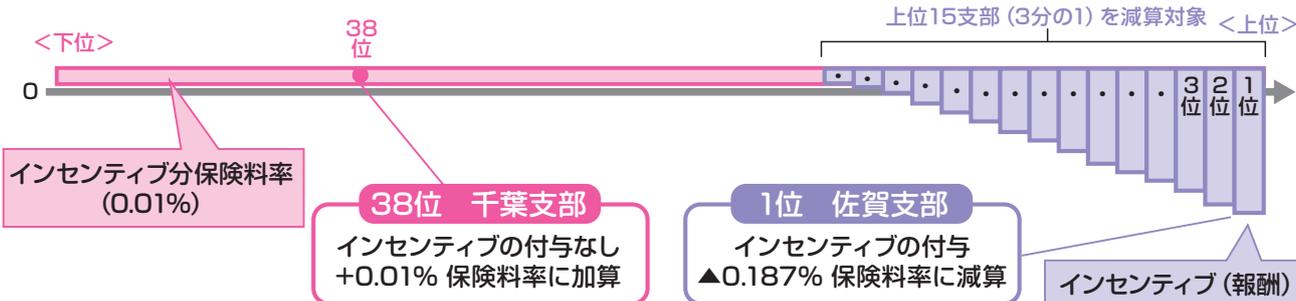
### 千葉支部の 令和4年度実績の総合順位

38位 / 47位

※上位15支部に入れなかったため、インセンティブは付与されませんでした。

### インセンティブ制度のイメージ

評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位15支部については、支部ごとの得点数に応じた報酬金によって段階的な保険料率の引き下げを行っています。



### 令和6年度千葉支部健康保険料率に対するインセンティブ制度の影響

令和6年度千葉支部健康保険料率  
(インセンティブ反映前)  
9.76%

+

インセンティブ分(加算)  
0.01%

=

令和6年度千葉支部健康保険料率  
(インセンティブ反映後)  
9.77%

## インセンティブ制度の順位を上げるための 皆さまに取り組んでもらいたい5つの取組

### ① 健診を受けましょう!

順位を上げるために

特定健診等  
の受診率

千葉支部 **43位**



被保険者の方は**生活習慣病予防健診**を、  
被扶養者の方は**特定健診**を受診しましょう!  
また、労働安全衛生法に基づく定期健診を実施されている事業所さまは、  
協会けんぽ加入者の方(40歳以上)の**健診結果**を協会けんぽにご提供ください。

被保険者の健診  
(生活習慣病予防健診)  
についてはこちら▶



被扶養者の健診  
(特定健診)  
についてはこちら▶



### 【事業主・ご担当者さまへのお願い】

従業員の皆さまやそのご家族の方への周知と健診を受診するよう積極的な声かけをお願いいたします。



## ② 保健指導を利用しましょう！

順位を上げるために

特定保健指導の  
実施率  
千葉支部 **35位**



健診結果で生活改善が必要と判定された方は、協会けんぽの**特定保健指導**を利用して生活習慣の改善に取り組みましょう！

### 特定保健指導とは

健診を受けた結果、メタボリックシンドロームのリスクにある40～74歳までの方を対象に行う健康サポートです。健康に関するセルフケア（自己管理）ができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士が寄り添ってサポートします。

### 【事業主・ご担当者さまへのお願い】

特定保健指導のご案内を対象の方へ確実にお渡しいただき、積極的な声かけをお願いいたします。



## ③ 日々の健康づくりを心がけましょう！

順位を上げるために

特定保健指導対象者の  
減少率  
千葉支部 **22位**



特定保健指導の対象とならないよう、日常から健康な生活を心がけましょう！

協会けんぽ千葉支部では、事業主の皆さまと一緒に健康づくりに取り組む

「**健康な職場づくり宣言**」事業を行っております。

まだ「健康な職場づくり宣言」を行っていない事業所さまは、従業員の方々の健康を守るため、ぜひ健康づくりの取組を検討し、宣言しましょう！

「健康な職場  
づくり宣言」に  
ついてはこちら▶



## ④ 要治療者は医療機関に早期受診を！

順位を上げるために

医療機関への受診を  
勧められた方の早期受診率  
千葉支部 **33位**



健診の結果、治療が必要と判断された場合は早期に**医療機関**を受診しましょう！

### 自覚症状がないのに医療機関への受診は必要？

生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、治療せずに放置すると、動脈硬化などが急速に進み、心疾患等が発症する危険度が高くなります。健診を受診した結果、医療機関への受診が必要と判定された場合は、早期に受診することをお勧めいたします。

### 【事業主・ご担当者さまへのお願い】

医療機関への受診が必要と判断された場合には、勤務時間に受診できるようにする等、早期に受診できるようにご配慮をお願いします。



## ⑤ ジェネリック医薬品を使いましょう！

順位を上げるために

ジェネリック医薬品の  
使用割合  
千葉支部 **24位**



お薬を受け取られる際は、積極的に**ジェネリック医薬品**（後発医薬品）をご選択ください。ジェネリック医薬品の使用は、皆さまのお薬代負担の軽減と医療保険財政の改善につながります。

※現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

ジェネリック  
医薬品に  
ついてはこちら▶



皆さまの取組が保険料率の引き下げにつながるとともに、  
医療費の適正化や加入者の皆さまの健康づくりにもつながります。

**協会けんぽも全力でサポートいたしますので、  
ぜひ5つの取組にチャレンジしていきましょう！**



お問い合わせ先

(インセンティブ制度・取組③・⑤について) 企画総務グループ TEL 043-382-8315  
(取組①・②・④について) 保健グループ TEL 043-382-8313



全国健康保険協会 千葉支部

協会けんぽ

〒260-8645 千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル2階

TEL **043-382-8311**(代表)

(営業時間) 平日8:30~17:15



お手続きは郵送をご利用ください



申請書はすべて協会けんぽの  
ホームページからダウンロードできます。



2024年12月2日に  
健康保険証が廃止されます  
マイナ保険証を  
ぜひご利用ください



使ってみよう！  
マイナ保険証